

保育士として就職される方へ!

—愛媛県保育士就職準備金貸付事業—

潜在保育士が、愛媛県内で、保育士として就職する場合に
準備金をお貸しします。



貸付対象となる
経費の一例

- 転居を伴う場合の移転費用
- 通勤用の自転車、バイクの購入費用
- 勤務のための被服費等

貸付対象者

ご利用にあたっては、下記**要件の全て**に該当することが必要です

- ① 愛媛県内に住民登録をしている方
- ② 保育士登録後1年以上経過した方
- ③ 以下に掲げる保育士の仕事を離職後1年以上経過した方または勤務経験がない方
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ④ 保育所等に新たに勤務する方
- ⑤ 保育士として週30時間以上勤務する方

貸付条件

- 貸付限度額………20万円以内
- 貸付回数………一人につき1回
- 貸付利子………無利子

連帯保証人

申請にあたっては、連帯保証人1名が必要です。

- 連帯保証人要件
 - ① 独立した生計を営んでいること
 - ② 安定した収入があること

返済について

愛媛県内の保育所等において、保育士として
2年以上継続して勤務すれば**全額返還免除**になります。



お手続き等についての詳細は裏面をご覧ください。

就職準備金貸付申請等の 手続きについて

申請者



1 保育所等へ保育士として就職内定（決定）

2 愛媛県社会福祉協議会福祉資金課に
所定の申請書類を提出

- ①就職準備金貸付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③住民票（申請者と連帯保証人分）
- ④所得証明書（連帯保証人分）
- ⑤保育士登録証の写し（申請者分）
- ⑥勤務先の雇用契約書等の写し（申請者分）
- ⑦勤務先に提出した履歴書の写し（申請者分）

3 貸付審査

決定した場合、貸付決定通知書、
借用書等を送付します

4 借用書等提出

借用書の作成にあたっては申請者、
連帯保証人それぞれの自筆署名、
捺印が必要です。
（申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、
振込口座申請書、収入印紙（400円）が
必要です）

※決定通知到着後14日以内に福祉資金課へ
提出してください。

申請者の口座へ
就職準備金を
交付（振込）

6 返還免除申請書

（保育士として2年間
引き続き従事後に申請）



5 返還猶予申請書及び
保育業務従事届の提出

貸付決定時と、毎年度4月15日までに提出
（返還猶予申請書は初回のみ）

返還免除の対象となる事業所等

保育所、認定こども園、地域型保育事業、
病児保育事業、一時預かり事業、
預かり保育を実施する幼稚園、
企業主導型保育事業 など



ご注意 住所・氏名の変更や勤務先を退職または病気等で従事できないときなど、各種届け出が必要です。
詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

愛媛県社会福祉協議会
地域福祉部 福祉資金課

住所 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号
TEL 089-921-8384 FAX 089-921-5289
URL <http://www.ehime-shakyo.or.jp>